

四日市市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第18号

四日市市事務分掌条例の一部を改正する条例

四日市市事務分掌条例（昭和32年四日市市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。 政策推進部 (1)及び(2) (略)  <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) 総務部 (略) 財政経営部 (略) 市民文化部 (略) 健康福祉部 (略) こども未来部 (略) <u>シティプロモーション部</u> <u>(1) シティプロモーションに関する事項</u>	第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。 政策推進部 (1)及び(2) (略) <u>(3) 広報広聴に関する事項</u> <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) 総務部 (略) 財政経営部 (略) 市民文化部 (略) 健康福祉部 (略) こども未来部 (略)

<p><u>(2) 広報広聴に関する事項</u></p> <p><u>(3) 観光に関する事項</u></p> <p>商工農水部 (略)</p> <p>環境部 (略)</p> <p>都市整備部 (略)</p> <p><u>スポーツ・国体推進部</u></p> <p><u>(1) 体育施設及びスポーツに関する事項</u> <u>(学校における体育に関することを除く。)</u></p> <p><u>(2) 第76回国民体育大会に関する事項</u></p> <p><u>(3) 第21回全国障害者スポーツ大会に関する事項</u></p>	<p>商工農水部 (略)</p> <p>環境部 (略)</p> <p>都市整備部 (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(総務部総務課)